

林野庁長官 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林業現場を含む職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、チェーンソー等を用いた伐採等を行うなど、林業と関連する作業場で従事歴がある労働者についても同様の状況であることから、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。今後、関係事業場に対する周知を図り、騒音障害防止対策の徹底を求めるとしております。

つきましては、貴庁におかれましても、騒音障害防止対策の重要性に鑑み、地方公共団体及び林業関係団体に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。